

特記事項 2

以下は受注者である[建設企業名]がこの契約書に基づき行う建設業務(約款2に定める工事)に関する約款2の特則を定めるものである。約款2と特記事項2の内容に矛盾又は抵触がある場合には、特記事項2を優先して適用する。

(約款2の用語の定義、規定の適用関係等)

約款2における「設計図書」は、発注者(以下「甲」という。)が三朝温泉入浴等施設整備・維持管理運営事業(以下「本事業」という。)の募集にあたり公表した募集要項、実施方針、要求水準書及び当該募集に応じて受注者である[建設企業名](以下「乙」という。)を構成員とするグループが甲に提出した技術提案書をいう。

2 この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書及び事業者提案書の内容に矛盾がある場合には、この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書、技術提案書の順に優先して適用する。

3 乙がこの契約書に基づき行うべき、約款2第1条第2項に定める工事は、要求水準書に定める建設業務をいう。

(許認可等の手続)

第2条 乙は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。但し、発注者の事由による許認可の取得遅延等により乙に増加費用又は損害が生じた場合、発注者が当該増加費用又は損害を負担する。

2 甲は、第一項に定める乙が行うべき手続について乙から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

(近隣住民に対する説明及び環境対策)

第3条 乙は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、対象施設に係る本件業務に関する説明を行わなければならない。

2 乙は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶その他の対象施設に係る工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。

3 第一項の場合において、要求水準書で定めた本事業の内容及び対象施設の規模に係る事項に関する説明は、甲の責任とする。

4 乙は、第一項の説明又は第二項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を甲に報告しなければならない。

5 甲は、前項の報告で第一項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、乙が行う説明に協力するものとする。

6 乙は、第一項の説明又は第二項の対策を行ったときは、その結果を甲に報告しなければならない。

(法令変更等)

第4条 法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、乙は、速やかに、その内容及び理由を甲に通知しなければならない。

一 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃

二 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

三 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止

2 乙は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。

3 甲は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する請負代金額の支払において、乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 乙は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

5 甲は、乙から第一項の通知を受けたときは、速やかに乙と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、甲は事業の継続についての対応を定め、乙に通知する。

(法令変更等による増加費用)

第5条 乙は、前条第一項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の負担を甲に請求することができる。但し、当該増加費用の額が10万円未満の場合は乙が負担する。

一 本件業務に直接関係する法令変更等による増加費用

二 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用

三 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用

四 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、請負代金を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

(法令変更等による減少費用)

第6条 甲は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、請負代金の変更を請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第7条 不可抗力又は法令変更等により、乙による本件業務の継続が不可能となった場合又は本件業務の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力又は法令変更等の発生の日から30日を経過しても本件業務の継続に向けた協議が整わないときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない（但し、乙の逸失利益については賠償の対象としないものとする。）。